

期日	班	資料番号
11/23	3	3

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	地区集会施設補助事業
担当部課	生活経済部市民協働課

香 取 市

事業シート (概要説明書)

予算事業名	地区集会施設補助事業		事業開始年度	平成17年度														
上位施策事業名	市民協働		担当局・部名	生活経済部														
根拠法令等	香取市地区集会施設整備費補助金交付要綱		担当課・係名	市民協働課・市民協働班														
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	玉造 浩之														
実施の背景	・自治会のコミュニティ増進には拠点施設が必要 ・自治会の集会施設整備の有用性を認識し、市町村合併以前から各市町で財政的支援をしている。																	
目的 (何のために)	地域のコミュニティ活動の推進を図るため。																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	区・町内会・自治会などの集会施設		対象者数 (全集会施設に対する割合)														
				258	施設 (100 %)													
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 (直営)																
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)																
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 (<input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接) [補助先: 区・町内会・自治会などの地縁組織 実施主体: 区・町内会・自治会などの地縁組織]																
<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()																		
事業内容 (手段、手法など)	事業内容 集会施設の新築又は建て替え (以下、「新築等」) や増築又は大規模な修繕若しくは模様替え (以下、「増築等」) の一部に対して補助金を交付している。 ○補助額 新築等: 工事費の2分の1とし、上限700万円 (原則、一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業の活用を指導していて、やむを得ない場合のみ適用) 増築等: 工事費が100万円以上で、工事費の2分の1とし、上限150万円																	
関連事業 (同一目的事業等)	コミュニティ助成事業 (一般財団法人自治総合センター) 【H29決算 18,100千円】 主に新築を対象とし、事業費の5分の3で1,500万円が上限																	
コスト	30年度 (予算)		29年度 (決算)		28年度 (決算)		27年度 (決算)											
	事業費合計		5,297 千円		10,040 千円		12,543 千円		7,078 千円									
	事業費内訳 (平成29年度分)		地区集会施設修繕: 3件 (3,275千円) 地区集会施設新築: 1件 (6,765千円)															
	人件費	担当正職員	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円
		臨時職員等		人		千円		人		千円		人		千円		人		千円
人件費合計		0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	0.2	人	1,420	千円	
総事業費		6,717 千円		11,460 千円		13,963 千円		8,498 千円										
財源 内訳	国県支出金																	
	国県支出金の内容																	
	地方債																	
	その他特財				10,040 千円													
	その他特財の内容		地域振興基金															
一般財源		6,717 千円		1,420 千円		13,963 千円		8,498 千円										
財源合計		6,717 千円		11,460 千円		13,963 千円		8,498 千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		地区集会施設補助事業			事業開始年度	平成17年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		地区集会施設修繕		件	3/3	5/5	8/8
		地区集会施設新築		件	1/1	1/1	0/0
					/	/	/
				/	/	/	
単位当たりコスト		/		千円			
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	本事業の実施により施設機能の改善が図られ、「区民の施設」として安心・安全な利用が可能となり、地域コミュニティ活動の推進につながっている。					
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		地区集会施設補助件数		件	4/258	6/258	8/258
					/	/	/
			/	/	/		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>今後、少子高齢化・地区の組合数が減少し、自治会が弱体化していくと予測されるが、地区集会所は、地域における生活上の諸問題の解決のための話し合いの場として、また、身近な環境整備・安全・福祉などの活動・実践の場として、さらに、地域のレクリエーションなどの活動拠点として機能しており、有効な補助金であり当補助金は必要である。施設を整備することにより良好な地域社会の形成に効果が見込まれる。</p> <p>補助金要望については、ほぼ横ばいなものの、財政運営上、市の運営が厳しくなってきたことに併せて、市内の集会所は258件あり、うち165件が昭和63年以前（全体の64%を占める）に建設されていることを考慮すると、今後、補助金の予算が確保できるか懸念される。</p> <p>また、地区集会施設の延命を図るため、修繕の補助金交付を重点的に行えるよう検討していく。</p> <p>更に、近隣自治会と連携していくことを模索していく必要がある。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		別紙（千葉県内市における地区集会施設建設補助金一覧）のとおり					
特記事項							

香取市内地区集会施設概要

地区における施設数

(平成30年4月1日現在)(単位:団体、人、棟)

	地 区	自治会数	加入世帯数	集会施設数
佐原	香 取	19	1,261	22
	香 西	17	1,166	22
	東大戸	19	1,089	13
	津 宮	11	520	8
	大 倉	10	503	10
	新 島	15	775	16
	瑞 穂	9	1,023	11
	新 宿	67	3,967	17
	本 宿	28	1,707	9
	北佐原	10	572	9
小見川	河 南	12	1,337	13
	河 北	18	2,118	14
	北	8	1,278	11
	西	10	1,016	13
	東	7	562	14
	南	5	313	5
山田	八 都	9	926	10
	府 馬	11	726	14
	山 倉	6	893	11
栗源	栗 源	10	615	8
	沢	4	233	4
	高 萩	4	388	4
計		309	22,988	258

建築年代別の施設数

(平成30年4月1日現在)(単位:棟)

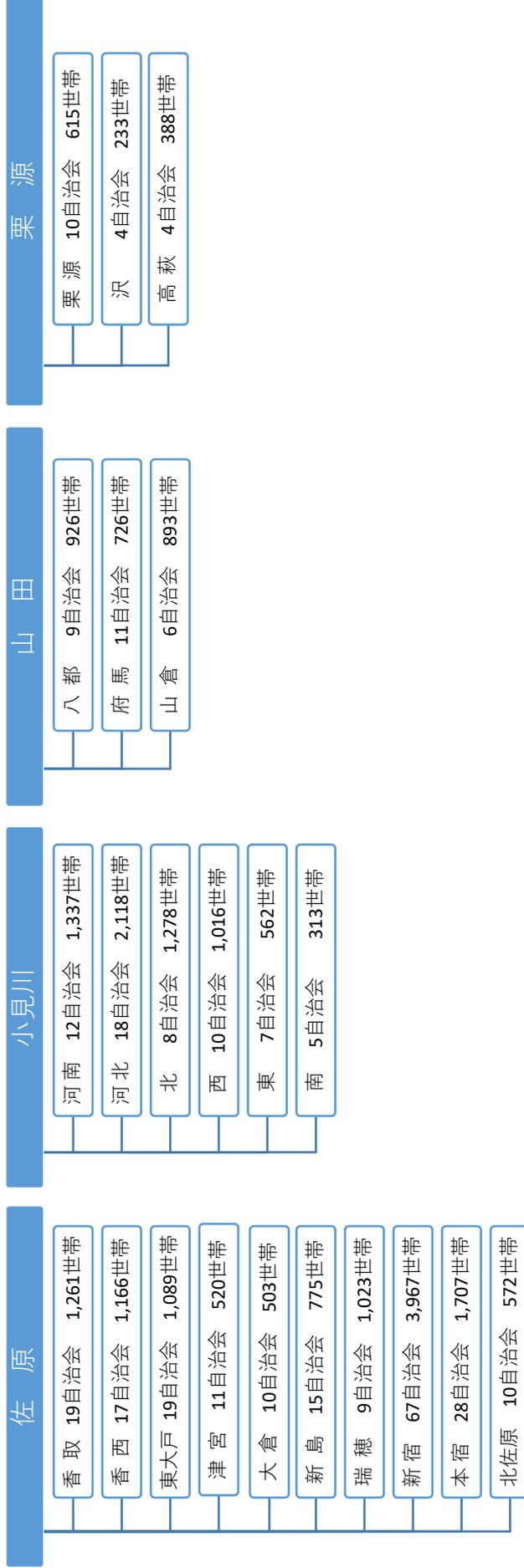
年次	不明・昭和39年以前	昭和40～49年	昭和50～59年	昭和60～63年
棟数	27	53	67	18

年次	平成元～9年	平成10～19年	平成20～29年	計
棟数	47	37	9	258

香取市自治会概要

(平成30年4月1日現在)

香取市自治会連合会
309自治会 22,988世帯



佐原 205自治会 12,583世帯

世帯規模	自治会数
～50	121
51～100	58
101～200	21
201～300	3
301～400	
401～500	
501～600	2

小見川 60自治会 6,624世帯

世帯規模	自治会数
～50	25
51～100	10
101～200	11
201～300	12
301～400	1
401～500	
501～600	1

山田 26自治会 2,545世帯

世帯規模	自治会数
～50	6
51～100	8
101～200	10
201～300	2

栗源 18世帯 1,236世帯

世帯規模	自治会数
～50	7
51～100	8
101～200	3

千葉県内市における地区集会施設建設補助金一覧

香取市市民協働課調べ(平成30年4月1日現在)

団体名	新築		増築		改築		修繕	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
千葉市	2/3	800万円	2/3	800万円	2/3	800万円	1/2	50万円
銚子市	市が維持管理							
市川市	3/4	1,500万円	1/2	500万円	1/2	500万円	1/2	100万円
船橋市	8/10	2,000万円	8/10	2,000万円	市が維持管理		8/10	300万円
館山市	市が維持管理		1/3	30万円	1/3	30万円	1/3	30万円
木更津市	1/4	270万円	1/4	270万円	1/4	270万円	1/2	60万円
松戸市	8/10	2,000万円	8/10	2,000万円	8/10	2,000万円	1/2	200万円
野田市	6/10	1,200万円	6/10	1,200万円	6/10	1,200万円	6/10	1,200万円
茂原市	1/10	229万円	1/10	27万円	1/10	27万円	1/10	27万円
成田市	4/5	2,500万円	4/5	2,500万円	4/5	2,500万円	4/5	300万円
佐倉市	1/2	1,000万円	1/2	800万円	1/2	800万円	1/2	100万円
東金市	1/2	700万円	1/2	200万円	市が維持管理		市が維持管理	
旭市	6/10	700万円	1/2	200万円	1/2	200万円	1/2	200万円
習志野市	1/2	800万円	1/2	500万円	1/2	500万円	1/2	200万円
柏市	1/2	1,500万円	市が維持管理		市が維持管理		1/2	100万円
勝浦市	1/4	300万円	市が維持管理		1/4	300万円	1/3	50万円
市原市	1/2	1,300万円	1/2	1,300万円	1/2	1,300万円	1/2	200万円
流山市	1/2	1,600万円	1/2	300万円	1/2	300万円	1/3	100万円
八千代市	1/2	1,000万円	1/2	1,000万円	1/2	1,000万円	1/2	250万円
我孫子市	7/10	1,500万円	7/10	500万円	7/10	500万円	7/10	200万円
鴨川市	1/3	500万円	1/3	500万円	1/3	500万円	1/5	120万円
鎌ヶ谷市	8/10	2,300万円	1/2	300万円	1/2	300万円	1/2	100万円
君津市	1/2	600万円	1/2	600万円	1/2	600万円	1/3	50万円
富津市	1/2	500万円	1/2	300万円	1/2	300万円	市が維持管理	
浦安市	市が維持管理							
四街道市	1/2	900万円	1/2	900万円	1/2	900万円	1/2	20万円
袖ヶ浦市	1/2	予算内	1/2	予算内	1/2	予算内	1/2	予算内
八街市	1/2	600万円	1/3	300万円	1/3	300万円	1/3	30万円
印西市	世帯数による	2,000万円	7/10	2,000万円	7/10	2,000万円	1/2	50万円
白井市	市が維持管理							
富里市	1/2	525万円	1/3	50万円	市が維持管理		費用額による	35万円
南房総市	1/2	500万円	1/2	50万円	1/2	50万円	1/2	50万円
匝瑳市	1/2	500万円	1/2	100万円	1/2	100万円	1/2	100万円
山武市	5万円/㎡	700万円	5万円/㎡	700万円	5万円/㎡	700万円	1/3	100万円
いすみ市	1/3	500万円	2/3	30万円	2/3	30万円	2/3	30万円
大網白里市	16万円/㎡×1/3	350万円	16万円/㎡×1/3	175万円	10万円/㎡×1/3	150万円	市が維持管理	
香取市	1/2	700万円	1/2	150万円	1/2	150万円	1/2	150万円

香取市地区集会施設整備費補助金交付要綱

平成20年2月1日告示第6号

改正

平成25年3月29日告示第47号

平成26年3月27日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域のコミュニティ活動の推進を図るため、地区集会施設の整備に対し香取市地区集会施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、区、町内会、自治会等のコミュニティ組織（連合会組織及び組組織を含む。以下「区等」という。）が行う次の各号に掲げるものとする。ただし、工事費が100万円未満の事業は、交付の対象としない。

- (1) 地区集会施設の新築又は建て替え（以下「新築等」という。）
- (2) 地区集会施設の増築又は大規模な修繕若しくは模様替え（以下「増築等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、補助金を受けて整備をし、10年を経過しない施設については、交付の対象としない。ただし、災害等による場合は、この限りでない。

(補助金交付対象経費)

第3条 新築等における補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本体工事費及び電気、空調、給排水工事等の付帯工事費とし、次の各号に掲げる経費は交付の対象としない。

- (1) 土地の取得費（借地料を含む。）
- (2) 土地の造成費
- (3) 既存施設の解体撤去費
- (4) 門、塀等の外構工事費
- (5) 備品類を調達する経費

(6) 設計管理費

(7) 前各号に掲げるもののほか、地区集会施設の新築等に係る直接的な経費と認められない経費

2 増築等における補助対象経費は、次の各号に掲げる経費以外の経費とする。

(1) 門、塀等の外構工事費

(2) 備品類を調達する経費

(3) 消耗品に係る経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、増築等に必要と認められない経費
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、工事費の2分の1以内とし、新築等の場合にあつては700万円、増築等の場合にあつては150万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申込書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする区等の代表者（以下「代表者」という。）は、香取市地区集会施設整備費助成申込書（別記様式）を、補助事業を行おうとする前年度の9月末日までに提出するものとする。ただし、災害等により緊急を要する場合はこの限りでない。

(事業の採択)

第6条 市は、前条の規定による申込書の提出を受けたもののうちから、予算の範囲内において、当該年度の補助事業を決定し、代表者に通知するものとする。

(登記)

第7条 補助金を受けて地区集会施設を新築した場合は、認可地縁団体名義により所有権保存登記を行わなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(廃止)

2 香取市地区集会施設建設費補助金交付要綱(平成18年香取市告示第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示による廃止前の香取市地区集会施設建設費補助金交付要綱に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年3月29日告示第47号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第38号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 (第5条)